	<u> </u>					1	2 筹 🤇 3			T
3 繰 越		2 寄 附 :		1 国 庫 支 出 :	款	第1表 歲入歲出予算 歲 入	3 平成15年度山梨県教育奨励資金特別会計予算 平成15年度山梨県教育奨励資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,892千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に よる。	<u> </u>	林道災害復旧費	
₩	1 34	金	1	於			寺別会計予算 会計の予算は、次 検出それぞれ4,89; 	750,000	27,000	
	对		庫補助		頂		に定めるところに 2千円と定める。 類は、「第1表歳入		回	
	計〉		兴				歳出子算」に		1	
					H>	-			回上	においては、 当該見直し 後の利率)
	⊢		1,818	1,818	額	(単位千円)			同	
· 4111	1	1				1			 -	

Щ

梨

県 公

報号外

4,892		<u> </u>	⊲ٰם	λ	藏	
3,072	還 金	付 金 償	1 貸			
3,072	ar.			\rightarrow	M	4 諸
—	金金	越	1			

搬出

		1 教	
癜		女育	荥
E E		費	
□♭	1 李久		
==	育 奨 励		頂
	典		
			去
4,892	4,892	4,892	額

4 平成15年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成15年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 /珠1≒Ⅲマ統)

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ224,019千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

山梨県公報号外 2 4 ယ 癜 思 汇 蘇 ⋙ H 癜 刪 痽 款 \succ 萩 过 第二十五号 坦 \succ \succ 氟 争 曹 平成十五年三月三十一日 □⊳ ≕ 蓧 型 H 至 車 屈 運 負 \geq \mathbb{H} 苗 工 \succ 金 嶣 金 金 菑 224,019 224,019 81,000 81,000 85,573 85,573 57,196 250 250

舵一

歳入歳出予算

表歲

H

画

써

 \mathbb{H}

争

燕

垣

金

額

57,196

201,897		<u>"</u>	ים	入	CH!	灎
4	人		2 雑			
132,598	入	付金元利収	1 黄			
132,602				>-	以	2 諸

憲出

201,897			(ام	Æ	臧
			•		ŗ
201,897		2 寡婦福祉費	1 母子		
201,897				幕福祉 費	1 母子寡婦
額	金	項			款

6 平成15年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成15年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 /蛙1蛙田子舞/

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,485,834千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に トス

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方價)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目

山梨県公報号外

第二十五号

平成十五年三月三十一日

山梨県公報号外 4 ယ 2 第1表 癜 癜 洏 紫 蓧 淼 \mathbb{H} 癜 款 款 歳入歳出予算 过 皷 \succ \succ \succ 字 宗 重 2 --- □⊳ 雏 ∊ 蘇 三 湞具 立 互 冱 金 揻 \geq ᄪ 宣 諴 金 金 金 \succ 嶣 金 金 (単位千四) 額 額 1,564,379 1,564,379 2,699,114 2,699,116 4,485,834 134,000 134,000 88,339 88,339 2

		1			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
財団法人やまなし産業支援機構が、平度において小規模企業者等設備導入資度において小規模企業者等設備導入資法に基づき、県及び中小企業金融公庫行その他の金融機関からの借入金並び構の自己調達資金により行う設備資金業及び設備貸与事業について損失を生合、同機構に対しその損失を補償するこ	1	第2表 債務負担行為	競出		1 中小企業近代化 資 金 賃 付 金
機構が、平成15年設備導入資金助成設備導入資金助成設備導入資金助成業金融公庫又は銀借入金並びに同機の設備資金貸付事で損失を生じた場を補償すること。	頁		¢۵	1 中小企	
平成15年度から 平成23年度まで	期		====	業近代化 貸 付 金	
			-		
借入元本 2,700,000 千円の元利合計金 て、設備資金貸付 備貸与資金にあっ ては50%以内)	與	i			
) 千円及び自己額(遅延利息額(遅延利息 資金にあって	承		4,485,834	4,485,834	4,485,834
借入元本 2,700,000 千円及び自己調達資金 100,000千円の元利合計金額(遅延利息を含む。)について、設備資金貸付資金にあっては 100 %以内、設備貸与資金にあっては 45%以内(リースにあっては50%以内)	額				

走	郎 3	財年金にそ	□ > >
貢	機	田東につる、よいよい。	、回機
9	甚	財団法人やまなし産業年度において、県及び年度において、県及び金により行う県単独中金により行う県単独中について損失を生じたその損失を補償するこ	へ次の 民間 リーベド・・
Ш	古	な、県を賞し県単生す	対した
的	債		で担
		女金小場と 機能企会。 様様である。	失を補
)		裁裁 華 國	質します
東		がか槽銭の貨糧	(1 H
額		平成1の形成1年の1年に対します。	° ,
击		「 # ブ 5	<u> </u>
貢		地平地	
C		平成15年度から 平成22年度まっ	
力		速度を表する。	
法		らで	
生			
拟			
É		借入元本 1,000,000 千円の元利合計金額(遅延利息を含む。)の 45%以内(リースにあっては50%以内)	(14JU % 15/17J)
脈		70,000 千77 45%以	
0		・円の元利 (内 (リー	
方	東)	」 合計金 ・ ス に あ っ	
法	(単位千円)	頁(遅延利っては50%	

Щ 梨

(
Ī	

7 平成15年度山梨県農業改良資金特別会計予算

(歳入歳出予算) 平成15年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ479,745千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に ر ا ا ا

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことが 地方債」による。 できる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表

第 表 歲 歲入歲出予算

			1		ı
ω		2			
蘇		蓧		H	
				画	
越		\succ		M	焚
				H -	
黔		肿		眇	
	 -		} 4		
	蘇		H		
			一		
	\succ		補		眞
			助		
	金		金		
					計〉
41,637	46,689	46,689	71	71	額

機出		農 業 改 良 資 金 貸 付 金	款	· 进	歳 人		温			諸 収 入	
קׄם	1 資 金				□⊳	1		2 雑	1 貸 付		1 編
<u> </u>	真付		項		<u> </u>				金 償 還		越
	余					責	 	入	金		(州
			金								
479,745	479,745	479,745	額		479,745	104,900	104,900	476	285,972	286,448	41,637

-]
ę	就貸	農貨	齿	第2	山梨
	#展	業	重	嵌	県公
	女	改工	9	书	報
	展演	, ХШТ	Ш	七	号 外
	資金金金	資金金金	的	氟	第一
		.,,			第二十五号
			頭		
104,900	70,000	34,900	東		 成 十
8	00	00	額		平成十五年三月三十一日
		帯	起		月三十
	回	演	債		日日
			9		
	-	が	方		
		垂	法		
		淮	生		
		性			
	 	4	掛		
	青年等の する特別抗	農業改良資	净		
	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関 する特別措置法の定めるところによる。	農業改良資金助成法の定めるところによる。	漸		
	でめの資金のよう	の定める。	9		
	金の貸付い ろによる。	ころに	方	(単位千円)	
	け等に関	500	洴	千円)	EO
		l			

平成15年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

(歳入歳出予算) 平成15年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,661,899千円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に

14 - 14 与人工中门中

	肥
非	交
>	威人威出力昇

1,245,249		从从	全元利	道台					******************
1,245,249						\succ	以	2 話	
1,416,650		龄	数	綜	-				
1,416,650						肿	莁	輪	
額	(4)		展				款		

楽	第1表 歲入歲出予算 歲 入	9 平成15年度山梨県県税証紙特別会計予算 平成15年度山梨県県税証紙特別会計の予算 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出そ: 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分よる。	歳出				1 市町村振興資	荥	 歳入
項		平成15年度山梨県県税証紙特別会計予算 平成15年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算) 1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,111,204千円と定める。 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」 よる。	습	3 一般会計線出金	2 償 還 金	1 資 金 賃 付 金	静	項	습 計
金		算」に						供	
額	(単位千円)		2,661,899	500,000	108,390	2,053,509	2,661,899	額	2,661,899

第二十五号

平成十五年三月三十一日

公 報号外 第二十五号 平成十五年三月三十一日

Щ 梨

県

4,111,204		<u> </u>	пþ	>	據		
22	余	越	1 %				
2				胁	越	蘇	2
4,111,202	X W X	税証紙	1				
4,111,202				収入	税 証 紙	海	

癜 H

4,111,204		<u> </u>	⟨۵	E	據	
4,111,204		般会計繰出金				
4,111,204				米	Œ	1
額	龄	眞			款	

10 平成15年度山梨県集中管理特別会計予算

平成15年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,426,755千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に ر د د د

荥	歲 出	歳			4 諸 収 入		3 繰 越 金		2 繰 入 金		1 使用料及び手数料	款	第1表 歲入歲出予算 歲 入
		qu	2 雑	1 振		1		1 繰		1 使			
頁		<u>==</u>		替 収		越		X		用		項	
			入	入		金		金		<u>**</u>			
金												金	
額		122,426,755	6	122,341,345	122,341,351	949	949	70,529	70,529	13,926	13,926	額	(単位千円)
	·												

第二十五号

平成十五年三月三十一日

公報号外 第二十五号 平成十五年三月三十一日

三四

Щ 梨 県

122,426,755	"	·	⊲ٰٰٰٰٰ	歲出
20,800	料管理費	車両燃	⊢	
20,800				4 車両燃料管理費
110,900	管 理 費	通信		
110,900				3 通信管理費
122,280,175	管理費	裕 与		
122,280,175				2 給 与 管 理 費
14,880	. 管理費	自動車		
14,880				1 自動車管理費
		The second secon		

11 平成15年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成15年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,226,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に بر 8ء

第1表 歲入歲出予算

蔌

河

額

金

		2 詩		一 渝
姨		以		越
入		\succ	-	胁
קם	1 資付		1	
ᄪ	金貨還		越	
	金	·	金	
4,226,201	1,908,483	1,908,483	2,317,718	2,317,718

搬出

歳出		1 商工業振興資金 貸 付 金	款
οŅ	1 商工		
<u> </u>	業 振 興 資 金 付 金		項
			龄
4,226,201	4,226,201	4,226,201	魱

12 平成15年度山梨県林業改善資金特別会計予算

平成15年度山梨県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,653千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に

Щ

第一大表表表 Щ 4 ယ 2 梨 癜 県 罪 橤 蓧 H 公 H 癜 報号外 画 歲入歲出予算 款 款 以 越 \succ 써 第二十五号 H \succ \succ 字 觘 坐 2 □⊳ 雑 蘇 蘇 浜 H 车 画 迅 金 延 擞 補 \succ 澮 助 脈 金 \succ 金 金 金 金 金 (単位千円) 얦 饀 118,979 167,653 118,981 45,806 45,806 2,048 2,048 818 818 2 三六

		ω ····		2 +		 - -
퓷		林業就業促) 貸 付		木材産業等高 推 進 資 金 貸		林業改善資金
Œ		進 資 金		高度化 作付金		貸付金
	<u> </u>		} -			
⊲۵	贫		次貝		次貝	
	邻		金		金	
<u> </u>	氣		点		代貝	
	全		立		亡	
	坐		(祖		金	
167,653	1,247	1,247	93,805	93,805	72,601	72,601

13 平成15年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

(歳入歳出予算) 平成15年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,282,207千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為 をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目

的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 癜 歲入歲出予算

(単位千円)

Щ

山梨県公報号外
第二十五号
亏 平成十五年三月三十一日

	6 県			5 諸 収 入		4 繰 越 金		3 繰 入 金		2 県 支 出 金		1 分担金及び負担金	款
<u> </u>		2 *	<u> </u>		1 *		1		1		1		
洞		雑	受託事業収		繰 越		藻 人		県 補 助		負 担		頂
重		\succ	入		金		金		金		会		
													计〉
1,251,000	1,251,000	1	186,000	186,001	4,645	4,645	2,462,798	2,462,798	3,521,648	3,521,648	3,856,115	3,856,115	額

												philadelphia and the second
411	第2表			3		2 公			1 流		泰	
фut	債務負担行為	藏		備		債			域下水	燕	H .	據
	担行為	Œ		費		費			人 道 費			\ \
頁		סֹם	4		1 12		2 流域	1 流域-				п>
期		뿌	譱		廣		下水道事業	下水道管理		項		<u> </u>
			典		無回		輔	費				-
盄										金		
限										1次1		
冲		11,282,207	1,000	1,000	2,449,220	2,449,220	6,331,295	2,500,692	8,831,987	額		11,282,207
有												

第二十五号

平成十五年三月三十一日

三九

14 平成15年度山梨県営電気事業会計予算 (総則) 第1条 平成15年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めると (業務の予定量) 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。 (1) 年間目標供給電力量 468,985,000キロワットアワー (収益的収入及び支出)	流域下水道事業費	起債の目的	第3表 地方債	行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。	山 柔 県 ② 幹 号 夕 第二
会計予算 事業会計の予算は、次に定める。 3りとする。 468,985,000キロワットアワー	1,251,000	限 度 額		事について契約を締	第二十五号 平成十五年三月三十一日
きめるところによる。 アワー	部は通便運貨が	起債の		平成16年度から 平成20年度まで	
& °	曲路 又行	方法		が収益がある。	
第3条 収益的 第1款 電気 第1页 营 第1項 营 第2項 財 第3項 事	州方入資営公つ率をに当後平式れ金金庫いの行わ該の見でる及業資で見っいお該の回告政び金金、直たび国東しり府公融に利し後よし	利 率 9.0%以内 (ただし、			
的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収 入 気事業収益 営業収益 財務収益 事業外収益 4,054,395千 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 4,025,103千 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 4,025,103千 大の会子 大の会 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会子 大の会 大の会 大の会 大の会 大の会 大の会 大の会 大の会		河東			
定額は、次のと 入	政府資金については、 行その他の場合には、 のとする。ただし、財 置期間及び償還期限を 還又は低利に借換えを	知			
おりと定める。 4,054,395千円 4,025,103千円 24,806千円 4,466千円 20千円	政府資金については、その融資条件により、行その他の場合には、その債権者と協定すのとする。ただし、財政その他の都合によ置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰還又は低利に借換えをすることができる。	の 方	Ć.		
	おにより、無い協定するものにより構造により、 で合により描述を できる。 できる。	洪	(単位千円)	5,924 千円	

(予定支出の各項の経費の金額の流用) 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 (1) 営業費用と事業外費用との間 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。 (1) 職員給与費等 (たな卸資産財人限度額) 第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。	行政事務用機器等の賃借について契約 平成を締結すること。 平成	項	大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
第1 祭 (課) 第2 条	平成16年度から 平成20年度まで	期	第()
製原営温泉事業会計の子 ま、次のとおりとする。 ま、次のとおりとする。 収 入 収 益		限	長期貸付金償還金 国 庫 補 助 金 工 事 負 担 金 支 出 資本的支出 新琴川第三発電所建設費 水力発電設備改 良 費 水力発電設備改 良 費 水力発電設備改良調査費 水力発電設備改良調査費 水力発電設備改良調査費 水力発電設備改良調査費
・算は、次に定めるところによる。 560日 782,000立方メートル 2,143立方メートル 145,101千円 145,005千円	69,924 千円	額	項 長期貸付金償還金 100,000千円 104,624千円 項 国 庫 補 助 金 14,624千円 項 工 事 負 担 金 1,575千円 支 出 999,092千円 項 新琴川第三発電所建設費 51,687千円 項 水力発電設備改良費 200,209千円 項 水力発電地点開発調査費 10,500千円 項 水力発電設備改良調査費 10,500千円 項 本力発電設備改良調査費 10,500千円 10,500千円 210千円 項 企 業 債 償 還 金 729,000千円 17為) 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定め 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定め

16 平成15年度山梨県営地域振興事業会計予算 支出 (総別) 第1款 地域振興事業費用 第1条 平成15年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。 第1項 営業費用	ばならない。 第1款 地域振興事業収益 (1) 職員給与費等 48,829千円 第1項 営 業 収 益 (たな卸資産購入限度額) 第2項 営 業 外 収 益 第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。 第3項 特 別 利 益	(1) 営業費用と営業外費用との間 ア 年間総収容人員 194,70 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) (収益的収入及び支出) (収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	(一時借入金) (業務の予定量) 第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。 (予定支出の各項の経費の金額の流用) (1) 道路沿線休憩施設 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定 ア 業務内容 める。 (2) 丘の公園	行政事務用機器等の賃借について契約 平成16年度から を締結すること。 平成20年度まで	事 項 期 間 限 度	(資本的収入及び支出) (債務負担行為) (債務負担行為) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的 第5条 債務負担行為をすることができる事 支出額に対し不足する額24,124千円は、建設改良積立金22,027千円及び当年度分消費 る。	度 ス 1,000千円 第1項		第1	文 出 第1款 資 STATE THE STATE TO THE ST	第3項 特 別 利 益 10千円 収 入	光 4 名 一 田 米 7 下 名 国
出 1,071,486千円 1,066,129千円	846,778千円 845,930千円 838千円 10千円	194,701人 定額は、次のとおりと定める。 入	おりとする。 レストランの営業	4,154 千円) 類	担行為) 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定め	44,029千円		19,895千円	19,9	>	出民名民子BANKE/07/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11

イ 年間人院患者数 189,519人 第2項 医業外費用ウ 年間外来患者数 259,825人 第3項 特 別 掲 失	病 床 数 627床 第1項 医 業 費 行用 1号 母女妻	央 病 院 第1款 病院事	第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。	(業務の予定量) 第3項 特 別 利 益	第1条 平成15年度山梨県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 第2項 医業外収益	(総則) 第1項 医 業 収 益	17 平成15年度山梨県営病院事業会計予算 第1款 病院事業収益	(1) 職員給与費等 8,156千円 収	ばならない。 第3条 収益的収入及び支出の予	し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけれ (収益的収入及び支出)	第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用 オー1日平均外来患者数	(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) エ 1日平均入院患者数	(1) 営業費用と営業外費用との間 ウ 年間 外来 患 者 数	める。 イ 年間入院患者数	第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定 ア 病 床 数	(予定支出の各項の経費の金額の流用) (2) 北 病 院	第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。 オーカー オーカー オーカー オーカー オーカー オーカー オーカー オーカ	(一時借入金) エ 1日平均入院患者数	行政事務用機器等の賃借について契約 平成16年度から を締結すること。 平成20年度まで	事 項 期	支出額に対し不足する額95十円は、借入金等95十円で措置するものとする。)。 (債務負担行為) 第5条 債務負担行為をすること 第1款 資本的収入 10千円 る。	[は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的		第 3 項 特 別 損 失 10 千円 ***
16,756,501千円	117652915/	17.651.150千田	I E	380千円	3,285,630千円	13,700,206千円	16,986,216千円	>-	収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		200人	230人	49,236人	84,180人	300床		1,056人	518Å	1,604 千円	度額	担行為) 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定め	良費 105千円	Œ	7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.

	唐	金金)第 資 4 支 留 第第本条 出 保 出 保 第
中 央 病 院施設改良費	起債の目的	(企業債) 第6条 起債のE る。	行政事務用機 を締結するこ	1	第4項 予 備 費 資本的収入及び支出) 54条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとま 支出額に対し不足する額599,578千円は、減債積 留保資金591,178千円で補てんするものとする。)。 収 入 第1款 資本的収入 第1項 企 業 債 第2項 出 資 金 第3項 負 担 金
172	滉	起債の目的、限度額、	機器等でと。		編 (大田) (大及び支 (大及び支 (大田)で (本 (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (本 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
172,000千円	度 額	額、起債の	の賃借		項 予 備 費 収入及び支出) 資本的収入及び支出の予定額は、 (全591,178千円で補てんするものは (全591,178千円で補てんするものは (全591,178千円で補でんするものは (全591,178千円で補でんするものは (東
普通貸借又条発行	起債の方法)方法、利率及び償還	行政事務用機器等の賃借について契約 を締結すること。	屈	(は、次のとおりと定 円は、減債積立金8.4 5のとする。)。 4,03 2,82 4
6.0。6.0。2.1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	進	起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定め	平成16年度から 平成19年度まで	期	第4項 予 備 費 1,000千円 資本的収入及び支出) 4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的 支出額に対し不足する額599,578千円は、減債積立金8,400千円及び過年度分損益勘定 留保資金591,178千円で補てんするものとする。)。 「収 入
政府資金には、その都合に	真	りと定め	J J		
について の債権 も り 据置 利に借 <u></u>					第1款 資本的 第1項 中 第2項 北 第3項 中 第3項 中 第3項 白 第4項 合 (債務負担行為) 第5条 債務負 る。
いは、それでおります。	主				本的支出 中央病院站 北病院站 中央病院 中央病 治 令 業 賃 行為)
政府資金については、その融資条件によ には、その債権者と協定するものとする。 の都合により据置期間及び償還期限を短 還又は低利に借換えをすることができる。	9			限	大 田的支出 中央病院施設改良費 北病院施設改良費 北病院施設改良費 中 央 病 院 建 設 費 企 業 債 償 還 金 急) 負担行為をすることが
により、 する。たた を短縮し、 でる。	方			庚	できる事項、其
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。	洪		9,798 千円	額	文 出 4,638,471千円 資本的支出 4,638,471千円 項 中央病院施設改良費 172,119千円 項 中央病院建設費 2,697,343千円 項 企業債償還金 1,754,325千円 担行為) 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定め
(4) (2) 河(1) (2) 河(1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2					このとおりと定め

ある。 (たな卸資産購入限度額) 第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,600,705千円と定める。	会を	ばならない。 (1) 職員給与費等	める。 (1) 医業費用と医業外費用との間 (意会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、 し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場	(予定支出の各項の経費の金額の流用) 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、	(一時借入金) 第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。	計 2,829,000千円	中央病院 2,657,000千円 建 設 費	
,600,705千円と定める。	からの補助金) 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、451,203千円で	7,614,782千円	める。 (1) 医業費用と医業外費用との間 議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用 し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけれ	:流用することができる場合は、次のとおりと定	000千円と定める。		日上日上	においては、 当該見直し 後の利率)
	34			· ·			囯	
					·		<u> -</u>	

第二十五号

平成十五年三月三十一日

四 五

発行者	山梨
山梨県	県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二十五号
]目六番一号	平成十五年三月三十一日
印刷所(㈱サン	十一日
㈱サンニチ印刷 甲	
甲府市北口二丁目六番	
六番	
	四六